○国土交通省告示第八百二十七号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条及び第六十七条の二の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年六月十七日　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項第二号ロ中「基準値」を「認定の基準値」に改める。

第十二条に次の六項を加える。

7　次の各号に掲げる自動車については、保安基準第十五条第二項の規定並びに細目告示第十八条第二項、第九十六条第三項及び第百七十四条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第五十号）による改正前の保安基準第十五条第二項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十八条第二項、第九十六条第三項及び第百七十四条第三項の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車（車両総重量三・五トン未満のものに限る。以下この項において同じ。）であって、輸入された自動車にあっては平成三十二年八月三十一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあっては平成三十年八月三十一日）以前に製作された自動車

二　平成三十五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車にあっては平成三十二年九月一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあっては平成三十年九月一日）以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車にあっては平成三十二年八月三十一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあっては平成三十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車にあっては平成三十二年九月一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあっては平成三十年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

8　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項第四号及び第九十六条第三項第四号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第二十二条第九項及び第百条第十項の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車（車両総重量三・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）にあっては平成三十年八月三十一日）以前に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車にあっては平成三十二年八月三十一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあっては平成三十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十五年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車にあっては平成三十二年九月一日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあっては平成三十年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十五年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

9　平成二十八年六月二十二日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成二十六年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十八条第二項第四号及び第九十六条第三項第四号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第二十二条第九項及び第百条第十項の規定に適合するものであればよい。

10　平成二十八年六月二十二日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成二十六年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十八条第二項第五号及び第九十六条第三項第五号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第二十二条第九項及び第百条第十項の規定に適合するものであればよい。

11　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項第六号及び第九十六条第三項第六号の規定は適用しない。

一　平成三十年六月十四日以前に製作された自動車

二　平成三十年六月十五日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十年六月十四日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十年六月十五日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十年六月十四日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

12　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項第六号中「協定規則第135号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.5.1.に限る。以下第96条において同じ。）」とあるのは「協定規則第135号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則5.5.1.に限る。以下第96条において同じ。）」と読み替えるものとする。

一　平成三十五年一月十九日以前に製作された自動車

二　平成三十五年一月二十日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十五年一月十九日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十五年一月二十日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十五年一月十九日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車